

田柄だより

令和5年7月発行（第405号） 田柄特別養護老人ホーム

介護保険負担限度額認定証の更新について（該当される方）

先月号に引き続きご案内させていただきます。この認定証は、介護保険施設への入所が困難とならないよう、一定の条件に当てはまる方の食費・居住費を軽減するものです。申請手続きは、ご家族の皆様および代理人様に行っていただきます。申請についてのお問い合わせ先は下記のとおりです。

【問い合わせ先】

○ 練馬区介護保険課給付係 TEL: 03-5984-4591

なお、申請に際しては以下の点をご確認ください。

- ・封筒内の送付先住所の下段にある「100～」から始まる数字が「被保険者番号」となります。
- ・**個人番号(マイナンバー)は、施設ではお預かりしていません。**
- ・遅くとも**7月31日までに申請手続きを行わない場合、8月利用分(9/15頃送付)請求書の食事料金、居室料金が通常料金**になってしまいます。申請しなければ対象とならないためご注意ください。

☆田柄特養 中庭夏バージョン完成☆

光が丘エコクラブ様ご協力の元、中庭夏バージョン仕様になりました☆



面会の条件の緩和について

新型コロナウイルスの対応が、5月8日より2類から5類へ移行となり2か月が経過しました。法人の方針としては、面会条件の緩和を目指すこととしており、ご家族の皆様がフロアに上がり居室以外の場所での面会ができるよう調整している段階です。

しかし、当施設においては職員や家族の感染が毎週報告されています。近隣の施設ではクラスターが発生しまだまだ油断を許さない状況が継続しています。高齢者や基礎疾患がある方が新型コロナウイルスに感染した場合のリスクは何も変わっていません。

そこで、**7/18より**フロアへの立ち入りの準備が整うまでの間、施設での面会については、1階面会室で人数やビニールは外すなど一部条件を緩和して行うこととします。**フロアへの立ち入りや面会が可能となりましたら改めてお知らせいたします。**

今後とも、施設内における感染状況によっては、LINEでのウェブ面会へ変更させていただくこともありますので、あらかじめ皆様のご理解をお願いいたします。

1 受付方法

・お電話でのお申し込み（事前受付制） TEL03-3825-1551

2 面会室での面会時間および頻度

- ・お客様1人に対し、**原則月2回**までとさせていただきます。
- ・毎日、10:30、13:30、14:30、15:30の**計4枠**
- ・**時間は概ね15分**とさせていただきます。

3 面会条件

- ・過去2週間に面会者を含む同居の家族全員に風邪症状がないこと
- ・**ビニールは外しますが**、面会時におけるマスク着用は必須とさせていただきます。
- ・**原則 大人4名以内**（お子様の面会のご遠慮ください）
※面会条件については、周辺の感染の状況等により変更されることがあります。ご要望等がある場合は個別に相談ください。

4 面会に際しての注意事項

- ・引き続き、以下の行為はできません。
 - ①マスクなしでの会話
 - ②飲食等
 - ③その他、感染症の拡大につながる恐れのある行為
- ※LINEでのウェブ面会はこれまで通りご予約いただけます。

